

ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ (案)

はじめに

文化審議会国語分科会（以下「分科会」という。）は、ローマ字のつづり方の見直しが喫緊の課題であるとの認識に基づき、令和3年度からローマ字に関する課題の整理を開始し、4年9月から具体的な検討を行ってきた。この間、5年3月に取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」においても、その筆頭に「ローマ字のつづり方に関する検討」を取り上げている。この報告後、令和5年度からは、集中的に審議を進めた（この間の経緯は、参考資料「(4) 審議経過」を参照。）。

これら分科会の検討内容を踏まえ、令和6年5月14日、文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問（以下「諮問」という。）が行われた。諮問は、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について審議を求めるものである。分科会は、諮問が示す課題に対応するため、同年6月にローマ字小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し審議を深めてきた。

小委員会における検討を経て、分科会は、同年12月10日に「ローマ字使用の在り方に関する審議経過」を公表した。また、その中に掲げた「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理（案）」（「表（案）」を含む。）の内容について、1か月間にわたる意見募集を実施した。寄せられた意見に基づいて更なる検討を加え、この度「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ（案）」（以下「まとめ案」という。）をここに示す。まとめ案は、今後、文化審議会答申の素案として整理していくものである。

なお、「ローマ字のつづり方」とは、ローマ文字（英語など欧米語に用いられる A～Z の文字。ラテン文字ともいう。ラテン語を書き表すため古代ローマで用いられた。）を使って国語を書き表す際の表記法である。「ローマ字」という言い方は「ローマ文字」の意味で用いられることもあるが、まとめ案においては、表記法を指すものとして用いている。

1 ローマ字使用の現状

ローマ字を用いる基本的な目的は、国語を書き表すことにある。ローマ字は、地名や人名、団体名など固有名詞の表記を中心に使用され、平仮名、片仮名、漢字とともに、国語の中で欠かせないものとなってきた。また、国内において急速に増えつつある日本語を母語としない人々のために役立っているほか、情報機器においてローマ字の仕組みが文字入力に活用されるといった状況もある。

このローマ字に関する国語施策として、昭和29年以来「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号。以下「現行内閣告示」という。）が用いられてきた。現行内閣告示は、その第1表に示されたつづり方を「一般に国語を書き表す」ものとしている。しかし、第1表は、社会生活に定着してこなかった。パスポートや道路標識、各種案内表示等に見られるとおり、実際には、第2表の5行目までに掲げられたつづり方が多く採用されてきている。

加えて、現実に用いられているローマ字の表記には、現行内閣告示が示すものとは異なる様々な慣用が見られる。例えば英語の表記の影響によって、長音符号を用いない書き方が広がっており、そのつづりが国際的に普及している語も少なくない。分野によってはそれらをルールとして採用している場合もある。

2 諮問が示した検討課題の整理

諮問は、ローマ字使用の現状を踏まえ、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、次の3点を主な検討課題として提示している。

1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができな

いつづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo」「matcha」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

上記の検討課題に対し、分科会は、これまでの審議を踏まえ「ローマ字のつづり方に関する今期の検討の整理（案）」（10～16ページ。以下「整理案」という。）をまとめた。以下は整理案の考え方を解説するものである。

3 基本的な考え方

ローマ字で国語を書き表すための考え方は、現代仮名遣いや送り仮名の付け方などと同様に、広く理解され共有されることが重要である。整理案は、諮問に対する最適解を目指しつつ、混乱を来すことを避けるため、現行内閣告示にできるだけ準ずるよう整理を行った。具体的には、これまで社会において実際に用いられてきたつづり方を用いることとし、長音の書き表し方について修正を加えた。結果として、整理案のうち、現行の内閣告示に示されていない考え方を導入しているのは、長音のつづり方に新たな方法を認めた点のみとなる。

（1）「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」について

これまで、昭和12年の内閣訓令、昭和29年の内閣告示・訓令の2度にわたり、いわゆる訓令式のつづり方が採用され、学校教育においても長年にわたり学習されてきた。しかし、このつづり方は一般の社会生活に定着していない。

整理案は、できるだけ統一的な考え方を示すという方針の下、一つの表をよりどころとして示すこととし、現行内閣告示の第2表の5行目までに示されたつづり方を採用した。これは、社会で実際に用いられている表記であるとともに、各種調査の結果から多くの人たちが慣れ親しんでいる状況がうかがえることによる。

先述のとおり、ローマ字は、国語を書き表すために用いることを主な目的としている。したがって、まずは母語話者にとって使いやすく、実際に使われるようなつづり方を目指した。このつづり方が定着し、安定して用いられるようになれば、日本語を

母語としない人々も信頼してこれを使用することができる。

なお、「本表」に掲げられたもの以外のつづり方の意義や用途については、改めて確認したところである。例えば現行内閣告示の第1表が示すものは、日本語の五十音に対応した規則的、体系的なつづり方として評価を受けてきた。日本語の音を学ぶ上で有用であるとともに、情報機器への入力においても用いられており、今後とも参考とされるものである。

(2)「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする事」について

これまで行われてきたローマ字のつづり方においては、ウ列、オ列の長音を中心に、訓令式、日本式、ヘボン式のいずれにおいても長音符号を用いて書き表すこととされてきた。しかし、英語の影響によって、長音符号を用いない表記が広がっている。

一般にヘボン式では長音符号を付さないといった認識があるが、本来そうではない。長音符号を付さない表記は、国語のローマ字つづりではなく、言わば英語式のものである。例えば名前の「オオノ」と「オノ」がともに「Ono」、「ユウキ」と「ユキ」がともに「Yuki」と表記されることがある。国語を適切に書き表すという観点からは、これらを分別できることが望ましく、必要に応じて適切に書き分けられるよう手当てしておく必要がある。

検討の結果、長音で発音される語は、歴史的経緯と社会の実態を踏まえ、これまでと同様に母音字に長音符号を付して表すこととした。また、符号を用いない場合にも長音であることを示せるよう、母音字を並べて書き表す方法を採用した。これは、二通りの表記が生じることを踏まえた上でも、長音を確実に示すための手当てを行うことが重要であると考えたためである。

なお、長音の書き表し方については、「4「整理案における各事項の考え方」(3)長音の扱い」で詳しく述べる。

(3)「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」について

ローマ字使用の在り方については、できるだけ統一的な考え方を示すことを重視する一方で、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担が生じたりすることのないようにすることが大切である。

このため、現行内閣告示の施行以来、70年にわたり、個人や団体等において、長く用いられてきたつづり方や具体的な表記については、これを尊重し、これまでの使用状況や慣行を踏まえ適切に判断されるべきものとした。また、国際的に定着している英語式の表記についても、直ちに変更を求めるものとはしていない。

ただし、表記の統一化を図る観点から、今後、各分野においてローマ字使用の在り方に関する検討が行われる場合には、整理案の考え方が参考とされることが望ましい。特に長音の示し方については、十分な配慮が必要である。

4 整理案における各事項の考え方

(1) 「よりどころ」としてのローマ字のつづり方

整理案の「1」は、改定後のローマ字のつづり方の構成について、現行内閣告示を踏まえたものとするを示した（前書き、表及び添え書きから構成されること。）。

整理案の「2」が示すとおり、このつづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。ここにいう「よりどころ」とは、このつづり方が、ローマ字の使用に際して、強制的、制限的なものではなく、ローマ字を用いて国語を書き表す際に参照される性格のものであることを意味している。

(2) はねる音（撥音）、つまる音（促音）の扱い

整理案の「3」及び「4」においては、このつづり方における撥音及び促音の扱いを示した。仮名書きにおける撥音は先述のとおり「ん・ン」、促音は「っ・ツ」（小書き）で書き表されるものである。

撥音は、統一的に「n」を用い（「anman あんまん」「kanpai 乾杯」）、促音は、統一的に子音字を重ねて表す（「ippon 一本」「nicchoku 日直」）こととした。これは、現行内閣告示と同じ方法を採用するものである。

ヘボン式の一部では、撥音において「b, m, p」の前の撥音を「m」としたり、「ch」の前の促音を「t」を用いて表したりすることがある。しかし、各種調査の結果によると、これらの表記が十分に定着しているとは言えない。また、日本語を主に用いる人が語を判別するときの意識からすれば、聞き分けたり書き分けたりすることが難しいものである。したがって、できるだけ複雑にならない考え方を採用した。

(3) 長音の扱い

整理案の「5」においては、長音の扱いを示した。

ア (1) 符号を付けて表す場合

長音の示し方は、イ列、エ列の一部を除き、基本的に、母音字に符号を付けて表す

〔nēsan 姉さん〕〔ōedo 大江戸〕こととした。これは、今までの考え方を重視するとともに、公共の表示などに広く用いられている現状や各種調査の結果を踏まえたものである。その際、使用の実態に基づき、符号には「ˊ」（マクロン）を採用した。

ただし、「ˊ」の使用が定着するまで、必要な場合には現行内閣告示が示してきた「ˆ」（サーカムフレックス）を用いても差し支えないことを注記した。

なお、長音符号を付した文字の使用の代替手段として、研究者等の間では、便宜的に母音字の次に符号のみを示す書き方をする方法（ōtemachi → o^ˊtemachi）が用いられることがある。整理案には取り上げていないが、長音を示すという観点からは有効な手段の一つであることを指摘しておく。

イ (2)母音字を並べて書く場合

符号を付さない場合にも長音であることが分かるようにするため、母音字を並べる方法（〔neesan 姉さん〕〔Ooedo 大江戸〕）を採用することとした。これは、現行の内閣告示において、大文字の場合にのみ「母音字を並べてもよい」とされてきた方法に準ずる考え方である。

また、母音字を並べる場合には、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いることとした。これは、語を仮名で書く場合に合わせて、一つ一つの仮名をそのままローマ字に置き換える方法である。例えば「東北」は「To(と)u(う)ho(ほ)ku(く)」、「房総」は「Bo(ぼ)u(う)so(そ)u(う)」と書く。

現代仮名遣いについては、例えば「オーアメ」は「おおあめ」、「オトーサン」は「おとうさん」と書くことが義務教育で学ばれ、身に付けられている。加えて、情報機器へのローマ字入力においても、おおむね現代仮名遣いに基づく操作が行われている。これらのことから、現代仮名遣いと同様に長音をつづる方法は、日本語に親しむ人たちにとって、受け入れやすい表記法であると考えられる。この方法が最も分かりやすく、迷うことが少ないと判断し、長音を示す場合に限って採用することとした。

なお、整理案の例示については、表として示すかどうかなど、今後も検討する。

ウ イ列及びエ列の長音の扱い

「新盆（にいぼん）」のようなイ列の語は、「ニーボン」のように長音として発音されるのが一般的である。また、エ列のうち「時計（とけい）」「平成（へいせい）」のような語については、「トケー」「ヘーセー」のように長音として発音されることもある。しかし、これらは、それぞれ「niibon」「tokei」「Heisei」の下線を付した部分のように、母音字を並べる書き方が慣用として定着してきた。したがって、「(2)母音字を並べて書く場合」に示すとおり、今後も母音字を並べる書き方を原則とする。

ただし、一部においては、長音符号を付す書き表し方も見られる。実際の発音に近く表すことが必要な場合に用いる方法として、「(1)符号を付けて表す場合」に長音符号を付す書き方の例を括弧に入れて示した。

エ その他の留意点

人名等の表記において、長音を表すためによく用いられるものに「oh」がある。これは、オ列に用いられているものの、ア列、イ列等に用いる例がほとんどない。したがって、統一的なルールとはしにくいと判断し整理案には採用しなかった。一方、個人の姓名や団体名等によく用いられていることから、下記（6）に示すとおり、当事者の意思を尊重するよう配慮することとしている。

（4）外来語にのみ用いられる音等の扱い

整理案の「7」においては、外来語や各地域の言葉にのみ用いられる音の扱いについて示した。現行内閣告示において、「特殊音の書き表し方は自由とする」とされており、外来語にのみ用いられる音等については、分野ごとに様々な考え方で表記されている。また、実際には、ローマ字で表記する際にも、外来語部分には原語のつづりをそのまま用いることが多い。

この点については、一意に定めることが容易ではなく、また外来語の表記との関係など、将来に向けた検討課題を含んでいるため、統一的な扱いを示すことは控えた。

（5）ローマ字で文を書き表すときの留意点

整理案の「10」においては、ローマ字で文を書き表すときの留意点を示した。整理案は、名詞など語のレベルにおけるローマ字使用を中心に検討したものであるが、文を書く場合に必要となる方法のうち、重要なものを取り上げている。このうち、区切り符号の使い方と、助詞の書き表し方は、これまで慣用として定着してきたものであるが、改めてその趣旨を明示したものである。

（6）各分野で定着してきた表記、個人名・団体名等の扱い

整理案の「11」においては、実質的な国際共通語であると考えられる英語をはじめ、外国語に基づいて国際的に通用している表記や、先に述べた撥音に「m」、促音に「t」を用いるものなど、これまで各分野で定着してきた表記について述べている。

これらを変更することになれば、混乱を引き起こしたり、経済的な負担を生じたりしかねないおそれがある。したがって、直ちに表記の変更を求めるものとはしていない。

各分野で今まで用いられてきた表記の取り決め等がある場合には、その取り決めを所管する機関、部署等の判断を尊重することとし、整理案の考え方を踏まえつつ、対外関係等これまでの慣行に照らして、適切に対応するよう促している。

ただし、表記の統一を図るという観点から、今後、各分野において、新たにローマ字使用の在り方を検討する際には、整理案が参考とされることを強く望むものである。

また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合には、例えばオ列の長音に「oh」を用いる場合など、実態として様々な表記が行われている。これらについては、当事者の意思を尊重するよう配慮することとしている。

5 「本表」について

ローマ字のつづり方の改定に関する検討に当たっては、「できるだけ統一的な考え方を示す」という諮問の趣旨を踏まえ、社会実態に即した形で、一つの表にまとめた。

(1) 対応する片仮名を付すことについて

現行内閣告示に掲げる表は、ローマ字のつづりのみを示しているが、本表においては、対応する片仮名を付すこととした。これは、各つづりに対応する音を示すことを目的としており、分かりやすさに配慮したものである。

(2) 撥音を表内に示すことについて

整理案においては、従来どおり、撥音を「n」で表すこととしている。撥音は特殊拍の一つとされ、本来は促音や長音と同様に扱うべきものであるが、仮名の「ん・ン」と対応することから、便宜的に本表に入れ、直音、拗音とは別枠で示すこととした。

6 「付表」について

(1) 本表にないローマ字のつづり方との対照

「付表」は、本表の示すつづり方と、現行内閣告示の第1表及び第2表の6行目以降のつづり方との対照を示している。これは、本表にないつづり方が今後とも参考とされるよう、その意義や用途を示すためのものである。

(2) 四つ仮名等の扱い

凡例の4には、付表の右欄にあるつづりが、仮名「ぢ」「づ」「を」等に対応することを示した。

現行内閣告示の第1表において、ローマ字による四つ仮名（「じ」と「ぢ」、「ず」と「づ」）や「お」と「を」の使い分けは示されてこなかった。また、外来語の表記の第1表及び第2表においても、「ヂ」「ヅ」「ヲ」は示されていない。これらに倣い、整理案では、四つ仮名等の同じ発音をする仮名については、使い分けをしないことを本表に示した。

ただし、固有名詞等を表記する場合や情報機器への入力に際して、使い分けが行われる場合もある。その際には、付表が参考となることを示したものである。

7 その他

（1）学校教育におけるローマ字指導

整理案は、一般の社会生活におけるローマ字使用について示すものであるが、学校教育においても指導のよりどころとして、その趣旨、内容が考慮されることが望ましい。

改定された告示に関する学校教育における対応については、従来のローマ字教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置に委ねることとする。

また、内閣告示改定後、改定の趣旨が学校教育においても円滑に導入されるよう、関係部署において十分に連携するよう求めたい。

（2）情報機器との関係

情報機器によってローマ字を書き表す場合には、特に長音符号等の使用に関し、使いやすさが課題となることがある。整理案の考え方に照らし、情報機器における入力方法の周知等について、今後も十分に意を尽くす必要がある。

なお、情報機器を使用する際に、ローマ字の仕組みを用いて日本語の漢字仮名交じり文を書く、いわゆる「ローマ字入力」が広く定着しているが、整理案は、現在行われているローマ字入力の方法に、何ら変更を求めるものではない。

（3）国際規格（ISO 3602）について

現行の国際規格（ISO 3602）との関係については、必要な対応に関して、事務局で引き続き検討する。

ローマ字のつづり方に関する今期の検討の整理（案）

【案1 例示は、ローマ字→漢字仮名 の順】

ローマ字のつづり方に関しては、これまでの審議において、以下に示すとおり、表記の方法、留意点等を整理したところであり、今後、取りまとめに向けて検討を深めることとする。

- 1 改定しようとするローマ字のつづり方（案）（以下「本つづり方」という。）は、現行の内閣告示（昭和29年内閣告示第1号）を踏まえた構成（「前書き」「表」「添え書き」とする）とする。
- 2 本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもので、具体的には、表及び以下に示すとおりである。
- 3 はねる音（撥音）「ン」は、例に示すようにnと書く。
〔例〕 anman あんまん kanpai 乾杯(かんぱい) Ginza 銀座(ぎんざ)
shinbun 新聞(しんぶん)
- 4 つまる音（促音）「ッ」は、例に示すように最初の子音字を重ねて表す。
〔例〕 ippon 一本(いっぽん) zasshi 雑誌(ざっし) nicchoku 日直(にっちよく)
- 5 長音で発音される語は、例に示すように、母音字の上に符号（「^ˉ」）を付けて表すほか、母音字を並べてもよい。また、母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

〔例〕 (1)符号を付けて表す場合

(必要な場合には「^ˉ」を用いても差し支えない。)

ア列 kāsān 母さん mā まあ

[イ列 ojīsan おじいさん nībon 新盆]

ウ列 jūgoya 十五夜 fūryū 風流

エ列 nēsan 姉さん ē ええ hē へえ

[tēn 庭園 tokēdai 時計台 Hēsē 平成]

オ列 ōedo 大江戸 ōkami オオカミ

Tōhoku 東北 Bōsō 房総

Ōtōge 大峠 kōridōfu 凍り豆腐

(2)母音字を並べて書く場合

ア列 kaasan 母さん(かあさん) maa まあ

イ列 ojiisan おじいさん niibon 新盆(にいぼん)

ウ列 juugoya 十五夜(じゅうごや) fuuryuu 風流(ふうりゅう)

エ列 neesan 姉さん(ねえさん) ee ええ hee へえ

teien 庭園(ていえん) tokeidai 時計台(とけいだい)

Heisei 平成(へいせい)

オ列 Ooedo 大江戸(おおえど) ookami オオカミ

Touhoku 東北(とうほく) Bousou 房総(ぼうそう)

Ootouge 大峠(おおとうげ) kooridoufu 凍り豆腐(こおりどうふ)

ただし、上記(1)において、[]に入れて示した部分、すなわちイ列及びエ列の2行目については、実際の発音に近く表すときなど必要な場合にのみ用いる。通常は(2)に示す「Ojjiisan」「teien」のように、母音字を並べて書く。

- 6 はねる音を表すnと次の母音字又はyとを切り離したり、母音字が連続するときに長音であるかどうかを示したりする必要がある場合など、音の切れ目を示すためには、例に示すように「'」を用いる。

〔例〕 Kin'in 金印(きんいん) hon'ya 本屋(ほんや)

oo'oji 大伯(叔)父(おおおじ)

ko'uta 小唄(こうた)

- 7 外来語にのみ用いられる音や地域に特有の音等については、ここでは対象としない。

- 8 固有名詞は、語頭を大文字で書く。

- 9 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いる。

〔例〕 Kutani-yaki 九谷焼 kun-yomi 訓読み Meiji-dōri 明治通り

- 10 ローマ字によって文を書くときには、次に示すような点に留意する。

- ・書き始めの語頭は大文字で書く。
- ・区切り符号には、コンマ(「,」)とピリオド(「.」)を用いる。
- ・助詞の「～は」、「～へ」、「～を」は、それぞれ「～wa」、「～e」、「～o」と書く。

- 11 例に示すような外国語に基づいて国際的に通用している表記その他のこれまで各分野で定着してきた表記については、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担を生じたりすることのないよう、直ちに表記の変更を求めるものではなく、当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ適切に対応するものとする。また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重するよう配慮することとする。なお、括弧内には、整理案の3、4及び5によるつづりを示した。

〔例〕 yen 円(en) judo 柔道(jūdō/juudou) Tokyo 東京(Tōkyō/Toukyou)

samma サンマ(sanma) Shimbashi 新橋(Shinbashi) tempura 天ぷら(tempura)

Kutchan 倶知安(Kucchan) matcha 抹茶(maccha)

Ohtawara 大田原(Ōtawara/Ootawara)

※ 現行内閣告示を改定しようとする際には、国語施策に係るこれまでの内閣告示における通例を踏まえ、規定することとする。

【案2 例示は、漢字仮名→ローマ字 の順】

ローマ字のつづり方に関しては、これまでの審議において、以下に示すとおり、表記の方法、留意点等を整理したところであり、今後、取りまとめに向けて検討を深めることとする。

- 1 改定しようとするローマ字のつづり方(案)(以下「本つづり方」という。)は、現行の内閣告示(昭和29年内閣告示第1号)を踏まえた構成(「前書き」「表」「添え書き」とする)とする。
- 2 本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもので、具体的には、表及び以下に示すとおりである。
- 3 はねる音(撥音)「ン」は、例に示すようにnと書く。
〔例〕 あんまん anman 乾杯 kanpai 銀座 Ginza 新聞 shinbun
- 4 つまる音(促音)は、例に示すように最初の子音字を重ねて表す。
〔例〕 一本 ippon 雑誌 zasshi 日直 nicchoku
- 5 長音で発音される語は、例に示すように、母音字の上に符号(「^ˉ」)を付けて表すほか、母音字を並べてもよい。また、母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

〔例〕(1)符号を付けて表す場合

(必要な場合には「^ˉ」を用いても差し支えない。)

ア列 母さん k^ˉasan まあ mā

[イ列 おじいさん oj^ˉisan 新盆 n^ˉibon]

ウ列 十五夜 jūgoya 風流 fūryū

エ列 姉さん n^ˉesan ええ ē へえ hē

[庭園 t^ˉeen 時計台 tok^ˉedai 平成 H^ˉsei]

オ列 大江戸 Ōedo オオカミ ōkami

東北 Tōhoku 房総 Bōsō

大峠 Ōtōge 凍り豆腐 kōridōfu

(2)母音字を並べて書く場合

ア列 母さん(かあさん) kaasan まあ maa

イ列 おじいさん ojiisan 新盆(にいぼん) niibon

ウ列 十五夜(じゅうごや) juugoya 風流(ふうりゅう) fuuryuu

エ列 姉さん(ねえさん) neesan ええ ee へえ hee

庭園(ていえん) teien 時計台(とけいだい) tokeidai

平成(へいせい) Heisei

オ列 大江戸(おおえど) Ooedo オオカミ ookami

東北(とうほく) Touhoku 房総(ぼうそう) Bousou

大峠(おおとうげ) Ootouge 凍り豆腐(こおりどうふ) kooridoufu

ただし、上記(1)において、[]に入れて示した部分、すなわちイ列及びエ列の2行目については、実際の発音に近く表すときなど必要な場合以外にのみ用いる。通常は(2)に示す「Ojjiisan」「teien」のように、母音字を並べて書く。

6 はねる音を表すnと次の母音字又はyとを切り離したり、母音字が連続するときに長音であるかどうかを示したりする必要がある場合など、音の切れ目を示すためには、例に示すように「'」を用いる。

〔例〕 金印(きんいん) Kin'in 本屋(ほんや) hon'ya
大伯(叔)父(おおおじ) oo'oji
小唄(こうた) ko'uta

7 外来語にのみ用いられる音や地域に特有の音等については、ここでは対象としない。

8 固有名詞は、語頭を大文字で書く。

9 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いる。

〔例〕 九谷焼 Kutani-yaki 訓読み kun-yomi 明治通り Meiji-dōri

10 ローマ字によって文を書くときには、次に示すような点に留意する。

- ・書き始めの語頭は大文字で書く。
- ・区切り符号には、コンマ(「,」)とピリオド(「.」)を用いる。
- ・助詞の「～は」、「～へ」、「～を」は、それぞれ「~wa」、「~e」、「~o」と書く。

11 例に示すような外国語に基づいて国際的に通用している表記その他のこれまで各分野で定着してきた表記については、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担を生じたりすることのないよう、直ちに表記の変更を求めるものではなく、当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ適切に対応するものとする。また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重するよう配慮することとする。

〔例〕 円 yen 柔道 judo 東京 Tokyo
新橋 Shimbashi サンマ samma てんぷら tempura
倶知安^{くつちあん} Kutchan 抹茶 matcha
大田原 Ohtawara

※ 現行内閣告示を改定しようとする際には、国語施策に係るこれまでの内閣告示における通例を踏まえ、規定することとする。

本 表

ア	イ	ウ	エ	オ					
a	i	u	e	o					
カ	キ	ク	ケ	コ	キャ	キュ	キョ		
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo		
サ	シ	ス	セ	ソ	シャ	シュ	ショ		
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho		
タ	チ	ツ	テ	ト	チャ	チュ	チョ		
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho		
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ニャ	ニュ	ニョ		
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo		
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ヒャ	ヒュ	ヒョ		
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo		
マ	ミ	ム	メ	モ	ミャ	ミュ	ミョ		
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo		
ヤ		ユ		ヨ					
ya		yu		yo					
ラ	リ	ル	レ	ロ	リャ	リュ	リョ		
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo		
ワ				〔ワ〕					
wa				〔o〕					
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ギャ	ギュ	ギョ		
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo		
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	ジャ	ジュ	ジョ		
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo		
ダ	〔ヂ〕	〔ヅ〕	デ	ド	〔チャ〕	〔チュ〕	〔チョ〕		
da	〔ji〕	〔zu〕	de	do	〔ja〕	〔ju〕	〔jo〕		
バ	ビ	ブ	ベ	ボ	ビャ	ビュ	ビョ		
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo		
パ	ピ	プ	ペ	ポ	ピャ	ピュ	ピョ		
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo		
ン									
n									

※ 〔 〕を付したのは、別の仮名に対応する音と同じ発音をするため、ローマ字においては使い分けをしないものである。

付 表

凡 例

- 1 この付表は、「本表」に示すつづりと「本表」に掲げていないつづりとの関係を示すために参考として掲げるものである。
- 2 この付表では、「本表」に示すつづりと、昭和29年内閣告示第1号の第1表又は第2表の6行目以降に示されていたつづりのうち「本表」に示すつづりと異なっている部分とを並べ、対照させている。
- 3 昭和29年内閣告示第2表の6行目以降に記載のないものは「-」で示した。
- 4 この付表の中欄及び右欄のつづりは、国語の五十音を規則的に示すものであり、情報機器で国語を入力する場合の参考ともされている。また、右欄のつづりは、仮名「ぢ」「づ」「を」等に対応しており、個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある。

「本表」のつづり	昭和29年内閣告示 第1表	昭和29年内閣告示 第2表
シ shi	si	-
チ chi	ti	-
ツ tsu	tu	-
フ fu	hu	-
〔ヲ〕 o	「本表」に同じ	wo
ジ ji	zi	-
〔ヂ〕 ji	zi	di
〔ヅ〕 zu	「本表」に同じ	du
シャ sha	sya	-
シュ shu	syu	-
ショ sho	syo	-
チャ cha	tya	-
チュ chu	tyu	-
チョ cho	tyo	-

ジャ ja	zya	-
(チャ) ja	zya	dya
ジュ ju	zyu	-
(ヂュ) ju	zyu	dyu
ジョ jo	zyo	-
(ヂョ) jo	zyo	dyo

注1 昭和29年内閣告示第2表には「kwa」「gwa」も示されていた。「本表」のつづりにおいて、「kwa」は「ka」に、「gwa」は「ga」に対応する。

注2 ()を付したのは、「本表」において、「別の仮名に対応する音と同じ発音をするため、ローマ字においては使い分けをしない」として示されたものである。

(1) 訓令式、ヘボン式、日本式について

これまで主に用いられてきたローマ字のつづり方には、一般に、「訓令式」、「ヘボン式(標準式ともいう。）」、「日本式」と呼ばれてきたものがある。ここでは、本審議経過における各つづり方の扱いについて整理する。

「訓令式」とするのは、現行内閣告示の第1表に示されたつづり方である。これは、昭和12年内閣訓令第3号「国語ノローマ字綴方統一ノ件」に示されたつづりによるため「訓令式」と呼ばれてきた。

また、「ヘボン式」とするのは、江戸末期から明治のはじめにかけてJ. C. ヘボン (James Curtis Hepburn) によって整理されたローマ字の表記に基づいたつづり方の全般をいうものである。現行内閣告示の第2表の上から5行には、ヘボン式のつづり方のうち第1表と異なるものが示されている。ただし、一般にヘボン式と呼ばれることのあるつづり方には、使用者によって部分的な異同が見られ、一つに定まっているものではないことに留意する必要がある。

なお、「日本式」とするのは、明治10年代後半に、田中館愛橘らによって、日本語の五十音を示す規則的なつづり方として考案されたものである。このつづり方は、その大部分が昭和12年の内閣訓令に採用されたが、元々は四つ仮名に対応する音(「zi」と「di」、「zu」と「du) や、「o」と「wo」の書き分けなどを含む内容であった。現行内閣告示の第2表の6行目以降には、日本式のつづり方のうち第1表に入らなかったものが示されている。

(2) 文部科学大臣諮問

6 文 庁 第 6 1 5 号
令和6年諮問第37号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について

令和6年5月14日

文 部 科 学 大 臣

盛 山 正 仁

(理 由)

国語は、我が国の文化や社会の基盤をなすことから、いたずらにこれを改めようとすべきものではありません。一方で、将来にわたり国語を用いた円滑なコミュニケーションが行われるよう、社会の実態を踏まえ、時代に応じた整理が必要となる場合があります。

ローマ字による表記は、平仮名、片仮名、漢字による表記とともに、国語の中で欠かせない位置を占めてきました。国語施策としては、昭和29年に「ローマ字のつづり方」が内閣告示として実施され、社会生活や学校教育のよりどころとされています。

その実施から70年ほどを経た今、内閣告示が現在の社会の実態を十分に反映しているかどうか検証し、時代に応じた整理に向けて具体的に検討すべき段階にあると考えられます。

内閣告示の時点においては、国民がローマ字を用いて国語の文や文章をつづることを想定していました。しかし、現在のローマ字は、地名や駅名、店名などを示したり、海外に向けて人名や社名を伝えたりなど、多くの場合固有名詞を中心とした単語の表示に使われています。その主な使用目的は、日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであるとも言えるでしょう。

また、内閣告示において「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた訓令式のつづりは、十分に定着したとは言えない状況です。例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用されています。

ほかにも、情報機器に対して用いられるローマ字入力のように、内閣告示の時点には想定されなかった習慣も定着しており、ローマ字の使用に変化をもたらしている可能性があります。こうしたローマ字使用の現状は、学校教育におけるローマ字の扱いや各分野のローマ字表記の在り方に影響を及ぼしていると考えられます。

このような経緯を考慮しつつ、文化審議会国語分科会におけるこれまでの御議論を踏まえてローマ字をめぐる検討課題を整理すると、主に次のような点が挙げられます。

1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができないうづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo」「matcha」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

以上の点を中心に、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について、幅広い視野から率直に御審議くださるようお願いいたします。

(3) 委員名簿

文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎分科会長 ○副会長)

- | | |
|-------|---|
| ○相澤彰子 | 情報・システム研究機構国立情報学研究所教授、副所長 |
| 石川慎一郎 | 神戸大学教授 |
| 植木朝子 | 同志社大学文学部教授 |
| 大島中正 | 同志社女子大学教授、元日本ローマ字会代表理事 |
| 神永 暁 | 元小学館辞典編集部編集長 |
| 川口敦子 | 三重大学人文学部教授 |
| 川瀬眞由美 | 株式会社テレビ朝日アスク取締役 |
| 川辺章絵 | 江東区立毛利小学校校長 |
| 木村 一 | 東洋大学教授 |
| 齊藤美野 | 順天堂大学国際教養学部准教授 |
| 斎藤純男 | 拓殖大学外国語学部教授 |
| 滝浦真人 | 放送大学教授 |
| 武田 京 | 一般社団法人日本書籍出版協会国語問題委員会副委員長、
株式会社三省堂出版局辞書出版部次長 |
| 棚橋尚子 | 奈良教育大学国語教育講座教授 |
| 常盤智子 | 白百合女子大学教授 |
| 中江有里 | 俳優、作家、歌手 |
| 長岡由記 | 滋賀大学教育学部准教授 |
| 成川祐一 | 共同通信社用語委員長 |
| 古田徹也 | 東京大学大学院人文社会系研究科准教授 |
| 前川喜久雄 | 国立国語研究所所長 |
| 前田直子 | 学習院大学文学部教授 |
| 村上政彦 | 公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家 |
| ◎森山卓郎 | 早稲田大学文学学術院教授 |
| 山本真吾 | 東京女子大学現代教養学部教授 |
| 山本玲子 | 京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授 |

ローマ字小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎主査 ○副主査)

大 島 中 正	同志社女子大学教授、元日本ローマ字会代表理事
川 口 敦 子	三重大学人文学部教授
川 瀬 眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役
川 辺 章 絵	江東区立毛利小学校校長
木 村 一	東洋大学教授
斎 藤 純 男	拓殖大学外国語学部教授
○滝 浦 真 人	放送大学教授
棚 橋 尚 子	奈良教育大学国語教育講座教授
常 盤 智 子	白百合女子大学教授
中 江 有 里	俳優、作家、歌手
長 岡 由 記	滋賀大学教育学部准教授
成 川 祐 一	共同通信社用語委員長
古 田 徹 也	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
前 田 直 子	学習院大学文学部教授
村 上 政 彦	公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
◎森 山 卓 郎	早稲田大学文学学術院教授
山 本 真 吾	東京女子大学現代教養学部教授
山 本 玲 子	京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授

(4) 審議経過

ローマ字使用の在り方に関するこれまでの審議経過は次のとおり。ローマ字のつづり方に関する意見交換や説明等が行われたものを示した。(令和6年12月10日現在)

文化審議会 1回

令和6年5月14日(第95回)

「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問

国語分科会 計7回

令和4年3月8日(第80回)

「国語に関するコミュニケーション上の課題(国語課題小委員会における審議経過の整理)」の検討

令和5年3月10日(第83回)

「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」の検討

令和5年5月31日(第84回)

国語分科会長の選出、今期の検討課題について

令和5年9月29日(第85回)

「国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見」の検討

令和6年3月11日(第86回)

「国語課題に関する今期の審議経過のまとめ」の検討

令和6年6月3日(第87回)

国語分科会長の選出、今期の検討課題(諮問の確認)について

令和6年12月10日(第88回)

「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」の検討

文化審議会国語分科会国語課題小委員会 計17回

令和3年6月8日(第43回)

委員アンケートの整理(ローマ字に関する課題)

令和3年9月17日(第45回)

ローマ字に関する施策の経緯と現状

令和4年2月21日(第49回)

「国語に関するコミュニケーション上の課題(審議経過の整理)(案)」の検討

令和4年6月17日(第51回)

学校教育におけるローマ字の扱い

政府内におけるローマ字関係の動き

令和4年7月19日(第52回)

ローマ字の検討と学校教育との関係等

令和4年9月9日(第53回)

茅島篤氏、岩瀬順一氏（日本のローマ字社）からのヒアリング
令和4年10月21日（第54回）

ペート・バックハウス氏（早稲田大学）からのヒアリング
令和4年12月23日（第55回）

長岡由記氏（滋賀大学）からのヒアリング
令和5年1月24日（第56回）

国語分科会で今後取り組むべき課題（素案）の検討
令和5年2月17日（第57回）

国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）の検討
令和5年5月31日（第58回）

主査・副主査の選出、今期の検討課題の確認
令和5年6月30日（第59回）

山本玲子委員からのヒアリング
令和5年7月21日（第60回）

斎藤純男委員からのヒアリング
令和5年9月11日（第61回）

各方面で行われている施策におけるローマ字の扱いについて
令和5年11月24日（第62回）

国語に関する世論調査の結果について
長音の表し方について

令和6年1月23日（第63回）
今期における審議経過のまとめ（素案）について

令和6年2月15日（第64回）
今期における審議経過のまとめ（案）について

ローマ字小委員会 計7回

令和6年6月14日（第1回）
主査・副主査の選出、今期の検討課題の確認

令和6年7月29日（第2回）
「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」についての検討

令和6年8月29日（第3回）
「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする事」につ
いての検討

令和6年9月20日（第4回）
「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」についての検討

令和7年1月27日（第5回）
ローマ字のつづり方に関する意識調査の結果について
意見募集で寄せられた意見について

令和7年2月14日（第6回）

取りまとめに向けた整理について
令和7年2月27日（第7回）
今期の審議のまとめについて

ローマ字に関する意見交換会（主査打合せ会） 計9回

令和5年8月21日（第1回）
今後の検討の進め方について
令和5年10月20日（第2回）
学校教育との関係について
令和5年12月15日（第3回）
改定の考え方について
令和6年2月5日（第4回）
内閣告示の考え方について
令和6年7月9日（第5回）
長音の表し方について
令和6年8月5日（第6回）
各分野における慣用の整理について
令和6年9月10日（第7回）
表の在り方について
令和7年1月17日（第8回）
意見募集で寄せられた意見について
令和7年2月3日（第9回）
主な論点への対応について